

建業第 285 号の 4  
建技第 546 号の 4  
平成 31 年 3 月 1 日

交通基盤部各課長 様  
交通基盤部出先機関の長 様  
各農林事務所の長 様

建設支援局長

「『平成 31 年度設計業務委託等技術者単価について』及び『平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」の運用について（通知）

このことについて、平成 31 年 2 月 28 日付け建業第 285 号、建技第 546 号にて、建設支援局長から「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について通知したところですが、具体的な取扱いについては別紙 1 のとおり定めたので通知します。

担当：建設業課指導契約班

電話：054-221-3059

担当：建設技術企画課技術調査班

電話：054-221-2131

## 別紙 1

「『平成 31 年度設計業務委託等技術者単価について』及び『平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」の運用

### 1 対象業務等

本運用の対象となる業務は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成 30 年度業務委託等技術者単価【第 1 期】及び平成 30 年度公共工事設計労務単価【第 1 期】を適用して予定価格を積算し、平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を締結した建設コンサルタント業務等
- (2) 静岡県業務委託契約約款第 51 条、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを条項に定めている建設コンサルタント業務等

### 2 受注者への通知

発注者は、受注者が特例措置に基づく業務委託料の変更の協議を請求できることを、別紙様式 1 の通知文で受注者に伝える。

### 3 業務委託料の変更の協議

- (1) 受注者からの申請  
業務委託料の変更を請求する場合、受注者は通知日から 2 週間以内に別紙様式 2 を発注者に提出する。
- (2) 業務委託料の算定  
発注者は、設計変更の手続きを開始し、変更増加額を算定する。  
(使用している単価期を当初契約月の単価期に置き換えた変更設計書を作成し、変更増加額を算定する。また、設計積算システム「SMILES」を使用して作成された設計書については、別紙 2 を参照。)
- (3) 協議開始日  
請求を受けた日から 7 日以内（土日祝祭日含む）に協議を開始するものとする。
- (4) 受注者への協議について  
発注者は、別紙様式 3 により契約金額の変更に関する協議を行う。
- (5) 変更契約  
受注者は、(4) に異議がなければ変更契約を行う。

#### 4 その他

- (1) 今回の特例措置は、受注者からの請求があった場合にのみ、協議を行うこと。なお、協議の請求期限は発注者の通知日から2週間以内（土日祝祭日含む）までとする。
- (2) 対象は、旧技術者単価及び旧労務単価を適用し、平成31年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等とする。
- (3) 機労材全てを変更の対象とする。
- (4) 平成31年2月28日以前に契約したものは対象外とする。
- (5) 不調・不落となった場合には、最新の単価期において再積算すること。

様式 1

〇〇第 号  
平成 31 年 月 日

様

静岡県〇〇事務所長

平成 31 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計  
労務単価に基づく契約変更の取扱について（通知）

平成〇〇年度<<契約名を記入>>については、平成 30 年度静岡県建設資材等価  
格表（業務委託等技術者）【第 1 期】および（公共工事設計労務）【第 1 期】を  
適用し、契約締結を行ったところですが、平成 31 年 3 月から適用する設計業務  
委託等技術者単価および公共工事設計労務単価が上昇していることから、特例  
措置として、〇〇契約第〇条<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約  
書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受  
注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、  
新労務単価および新技術者単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変  
更の協議を請求することができます。請求する場合には、下記に留意のうえ手  
続きを行ってください。

記

- 1 変更の協議を希望する場合は、様式 2 により本通知から 2 週間以内に請求  
すること。
- 2 1 の請求後、静岡県から業務委託料の変更の協議を行います。

担当  
電話

様式 2

平成 31 年〇月〇日

静岡県〇〇事務所長 様

受注者  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（請求）

平成 31 年〇月〇日付けで契約締結した平成〇〇年度<<契約名を記入>>については、下記のとおり業務委託料の変更を請求するので〇〇〇契約<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき業務委託料の変更協議を請求します。

記

業務名  
路線河川名  
業務箇所  
業務委託料  
変更請求概算額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）

様式 3

平成 31 年〇月〇日

受注者  
商号又は名称  
代表者指名

静岡県〇〇事務所長

「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（協議）

平成 31 年〇月〇日付けで請求のあった標記について、〇〇〇契約<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、下記のとおり協議する。

なお、承諾については変更契約書 2 部を作成し、記名押印のうえ提出されたい。

#### 記

- 1 業務委託名 平成〇〇年度〇〇業務
- 2 変更業務委託料 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇,〇〇〇.-
- 3 協議が整わない場合  
協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

## SMILES 操作方法（参考）

- ① 変更設計書作成時に鏡画面の「単価適用年月」を当初契約月へ変更してください。（図 1）
  - ※ 「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- ② 更新ボタン押下時に単価期変更の確認メッセージが表示されます。「OK」を押下し、単価適用年月を一括変更してください。（図 2）
  - ※ 「キャンセル」を押下した場合、内訳表・明細表に反映されませんのでご注意ください。

図 1 設計書鏡登録（委託）画面

設計書鏡登録（委託）

市町大字

追加文字

地内・地先 地内  追加文字

委託箇所

委託期間  委託日数  日間 + 余裕期間  日

地区コード  000 丸め指定  丸めなし  丸めあり \* 委託構成区分  土木

港湾地区コード  00 前回業務委託費  1,966,680

港条件  0 前回契約額  1,620,000

前回契約消費税額  120,000

メモ

歩掛適用年月 平成31年01月 単価適用年月 平成31年03月

備考   削除

図 2 確認メッセージ

Web ページからのメッセージ

? 年度・単価月が変更されています。内訳表・明細表の年度・単価月を一括変更しますか？

OK キャンセル

- ③ 設計書鏡において変更できるものは、システム内に単価が登録されているもののみとなっていますので、手入力した単価等については、再度当初契約月の単価等を入力願います。
- ④ 設計書印刷より設計書を出力し、「基本単価」のみが鏡画面にて指定した当初契約月に変更されたか確認してください。(図3)

図3 設計書鏡

( 30-HIC02-23-13-01-00-10 )		建設支援局建設技術企画課	1 頁
平成30年度 変更第1回設計書		審査 設計者	
		*積算 SE	
工事番号 (設計書コード)	30-HIC02-23-13-01		
委託名	平成30年度 [第30-HIC02-23号] 測量業務委託		
路線河川名	委託箇所		
委託金額	1,620,000円	(設計)	1,966,680円)
委託期間			
委託概要			
歩掛・単価適用年度	平成31年 1月	基本単価 平成31年 3月	地区コード 000 地区
起 終 点 指 定	↔		
内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である			

(注意事項)

- システムの操作にて「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- 出力された設計書鏡において、基本単価の適用月だけが変更となっていることを確認してください。
- 手入力されたデータは再度手入力してください。
- 変更契約日が4月1日以降で、引き渡し日が10月1日以降の業務については、増額分に消費税10%が適用されますので御注意ください。